

◎新潟県告示第826号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、三条市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和7年8月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
9月29日（月） 9月30日（火） 10月1日（水）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	三条市厚生福祉会館入口	三条市全域
10月2日（木）		三条市役所栄庁舎前車庫	
10月3日（金）		三条市役所下田庁舎前車庫	
10月6日（月） 10月7日（火） 10月8日（水）		三条市総合福祉センター車庫	
10月9日（木） 10月10日（金） 10月14日（火） 10月15日（水） 10月16日（木）		三条市厚生福祉会館入口	
10月17日から令和 8年3月13日まで。 ただし、土・日曜日 及び祝日並びに12 月29日、同月30日、 同月31日及び令和 8年1月2日を除く。		新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則 （平成5年通商産業省 令第70号）第39条第1項 に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会